

第27回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年9月20日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和4年9月20日（火）午前10時00分から午前11時18分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 9人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 5番 篠原 正明

委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、4番 大関 孝男、6番 高橋 宏治
7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

刀川利夫 推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について

日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について

日程第10 報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について

その他

事務連絡

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、副主任兼農地調整係長 宇賀神 尚、主任 齋藤純一

主事 松本ひなた

7. 会議の概要

令和4年9月20日（火）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第27回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
高橋敏男委員より欠席の連絡を受けておりますので、ただ今の出席委員は9名になります。また、刀川推進委員にも出席をいただいております。総会の定足数には達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさんおはようございます。台風14号も危険な台風で、2、3日前から心配をしておりましたが、壬生町に関しては被害がなかったようですので胸を撫で下ろしております。しかし九州地方では各県で死亡者がでたり、農業でも大きな被害が出ているようですので、台風の怖さをつくづく感じました。

先日9月13日に、女性農業委員、女性農地利用最適化推進委員の選任に関する意見交換会がありました。他市町には女性委員がいるわけですが、壬生町はゼロということで、肩身の狭い思いをしてきました。国の目標では3割を超えるような目標ですので、皆様はまだ現役ですが来年度の改選に向けて、なんとか3名の女性委員さんを作っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

今日はそんなに多くない案件ですので、ご協力いただいてスムーズに進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、4番 大関 孝男 委員、5番 篠原 正明 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長をお願いいたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

- 局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

8月26日(金) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長と宇賀神 尚係長が出席いたしました。

9月4日(日) 新規就農相談会がとちぎアグリプラザで行われ、大橋好一農業委員、宇賀神尚係長が参加いたしました。

同日午後、農地パトロールを、上田、中泉地区で行い、大関孝男農業委員、廣澤薫推進委員、白井正敏推進委員と宇賀神尚係長が調査を行いました。

9月6日(火)農地パトロールを、北小林、国谷地区で行い、刀川正己農業委員、刀川利夫推進委員、川嶋敏雄推進委員と宇賀神尚係長が調査いたしました。

9月9日(金)農地パトロールを、上稲葉、七ツ石地区で行い、琴寄成人農業委員、青木幸一推進委員、賀長紀好推進委員と宇賀神尚係長、松本ひなた主事が調査いたしました。

9月10日(土)農地パトロールを、助谷地区で行い、刀川正己農業委員、清水正美推進委員と宇賀神尚係長、齋藤純一主任が調査いたしました。

9月13日(火)女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員の選任等に関する意見交換会が、小山市役所会議室で行われ、梁島源智会長と私が出席いたしました。

9月15日(木)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地において行われ、高橋宏治農業委員、琴寄成人農業委員、清水利通農業委員、刀川利夫推進委員、宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が調査いたしました。

9月16日(金)農地パトロールを、壬生甲、壬生丁地区で行い、大橋好一農業委員、戸崎浅一推進委員と宇賀神尚係長が調査いたしました。

以上でございます

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。9月5日、月曜日締切りの時点で、3件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (原坪) 自作地 27㎡
譲受人 _____ (下馬木) 自作地 106㎡

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 77㎡
売買による所有権移転 _____円 稼働 2人

第2項

譲渡人 _____ (本郷) 自作地 165㎡
譲受人 _____ (松原) 自作地 364㎡ 借受地 67㎡

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 588㎡
売買による所有権移転 _____円 稼働 3人

第3項

譲渡人 _____ (原坪) 自作地 39㎡
譲受人 _____ (原坪) 自作地 246㎡

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 757㎡
壬生町大字 _____ 田 632㎡
壬生町大字 _____ 田 295㎡
合計 1684㎡
売買による所有権移転 _____円 稼働 4人

以上、第1項から第3項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。説明は以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項について報告いたします。

9月12日に譲受人の _____さんと私と地元推進委員の小島高雄さんとともに、現地を調査いたしました。周辺地域との関係等いろいろチェックしましたが、いずれも問題を生ずる恐れがないと思われますので報告をいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について報告いたします。去る9月12日、譲受人の_____さんの立会いのもと、私と大関農業委員、青木推進委員とともに現地確認をしてまいりました。チェックシートに基づき確認しましたがなんら問題の生ずる恐れがないと思いますので、ご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項案件についてご報告いたします。去る9月12日、譲受人の代理人であります__行政書士事務所の__さんに立ち合いをいただきまして、私と地元推進委員の小島高雄推進委員とともに調査をいたしました。チェックシートに基づきまして各項目確認いたしました。いずれも問題はないと思われまして報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページの、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。9月5日、月曜日の締切り時点で3件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (上長田)

譲受人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字_____	田	572㎡
壬生町大字_____	田	332㎡
	合計	904㎡

_____敷地 売買による所有権移転

第2項

貸貸人 _____ (福和田)

_____ (福和田)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 733.43㎡

壬生町大字 _____ 田 273.23㎡

合計 1006.66㎡

園芸用土採取に係る搬出入路 1年間の賃借権の設定

第3項

貸人 _____ (下横町)

借人 _____ (栃木市)

_____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 372㎡

自己用住宅敷地 20年間の使用賃借権の設定

第2項案件について、説明します。この場所については、5月に園芸用土採取を目的として一時転用許可を受けた土地の関連ですが、6月に搬出入路を目的として新たに農転許可を受けたのですが、許可を受けた搬出入路の土地に、NTTの電柱が建っており、搬出入路として使うために移転するには、自腹で移転してもらうこと、NTTの方で費用は持たないということで、その土地を進入路として使うことが難しくなりました。そこで掘削地に直接進入できるように、今回の土地に農転の許可申請をした状況であります。稲を刈った後の土地の一部に鉄板を敷いて、搬出入路として使用するという事で申請が出ています。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る9月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の6番 高橋 宏治 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については9月15日(木)に私と 琴寄成人 農業委員、清水利通 農業委員、刀川利夫 推進委員、田中貴子 事務局長、宇賀神尚 係長、齋藤純一 主任の7名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約150mに位置する農地で、第3種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在_____で_____を営業しておりますが、周辺道路の交通量が多いことや、十分な駐車スペースを確保できないことから、新たな_____の建築を計画しました。_____を利用する_____数が最も多い_____クリニックに近い当該地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約_____万円は、自己資金で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員

追加で報告なのですが、この立会いですが本人が立ち会ったのですが、専門家が全然立ち会えなかったのです。同日事務局とも話をしまして、なるべく専門家のわかる方を立会いをお願いしたほうがいいのか、という話が出ました。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員 (2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約300mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

こちらの案件につきましては、令和4年5月に許可を受けた_____地内の園芸用土採取に係る搬出入路での一時転用申請となります。令和4年6月に近隣の農地を

搬出入路のための一時転用の許可を受けておりましたが、掘削地への進入が困難であったため、今回の申請に至ったとのこと。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取に係る搬出入路のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとの結論になりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

搬入路ということですが、現在田んぼだと思えますよ。近くの人が作っていると思うのですが、来年の作付けはどうなるのですか。

●8番 清水 利通 委員

支障はないのか、ということを琴寄委員が聞きました。間に合うように工事を進めるという説明を受けました。

●2番 大橋 好一 委員

地権者が耕作しているわけではなく、近くの人が作っているのですが、かなり良い田んぼなので、耕作者とすれば1年でも作付けしたいと思うところです。作れないということは負担ではないか。とりあえず約束を実行してもらえれば問題はないが。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員 (3項案件について報告)

次に第3項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南に約250mに位置する農地で、第1種農地に該当

します。

事業計画書によると、申請人は、__市内のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。両親の面倒を見ることや子育ての面から、実家近くの申請地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地であります。集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

この案件の集落雑排水は、新規で作った下水道ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

もともとこの案件の南側に集落排水の管が入っているので、そこにつなぐ予定です。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明(宇賀神農地調整係長)

それでは、議案書6ページ、議案第3号「農地法5条の規定による許可の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。9月5日、月曜日の締切り時点で1

件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (国谷新田)
_____ (国谷新田)
_____ (福和田)
_____ (福和田)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	305㎡
壬生町大字 _____	畑	1487㎡
壬生町大字 _____	畑	495㎡
壬生町大字 _____	田	733.43㎡
壬生町大字 _____	田	273.23㎡
		合計3293.66㎡

園芸用土採取による搬出入路を目的として、令和4年5月20日付で園芸用土採取の許可を受けており、6月20日付で搬出入路の許可を受けておりますが、土地の真ん中にNTTの電柱が建っていることが判明し、移転が困難であり、西側農地の所有者、耕作者から搬出入路として使用することを了承されたため、掘削の面積に変わりはないが事業区域の変更として計画変更の申請となっております。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る9月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の6番 高橋 宏治 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ9月15日、木曜日と同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

こちらの案件については、5条の第2項と同じ案件になります。令和4年5月20日付で園芸用土採取のための一時転用許可、令和4年6月20日付で搬出入路のための一時転用の許可を受けております。

理由書によると、搬出入路として許可を受けた土地から掘削地への侵入が困難であると判断し、今回の申請に至っております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認

基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第4号、「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に、利用権の新規の賃借権分についてですが、議案書7ページのとおり、2件、4筆、面積合計が9,131㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について、議案書8ページのとおり、1件、6筆、面積合計が4,737㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分について、議案書9ページのとおり、1件、2筆、面積合計が2,941㎡となっております。

次に一括方式の新規・賃借権分について、議案者10ページ、11ページのとおり、6件、14筆、面積合計が61,688㎡となっております。

次に所有権移転分について、議案書の12ページのとおり、2件、9筆、面積合計が7,561㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしている状況でございます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に日程第6 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の13ページに5件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●4番 大関 孝男 委員 (1項案件について報告)

8月18日、 行政書士と臼井推進委員とともに、現地を確認してまいりましたが、異常はありませんでした。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員 (2項案件について報告)

2項案件の非農地について説明いたします。8月13日 午後2時より地区推進委員の鈴木進吉さん、測量設計事務所のさんとともに現地調査を行いました。現地は昭和27年頃から栃の木を植えており、直径1メートル位になり、復元が困難なくらいの畑です。また20年前の航空写真を見ても同じような状態になっていることを確認してきましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員 (3項案件について報告)

第3項案件について報告いたします。8月22日に私と川嶋推進委員長と業者の方で、現地確認をいたしました。の方が宅地として利用していて、の方が工場敷地として利用していました。以上報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に第4項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員 (4項案件について報告)

4項案件について報告します。8月30日に私と川嶋推進委員長、測量士のさんで現地確認いたしました。自宅の前の続きで、昭和21年ごろから宅地になっていて、そのまま利用していることを確認いたしました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの4項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

○議長 次に第5項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員 (5項案件について報告)

5項案件について説明いたします。8月31日午後1時より、私と推進委員の鈴木さん、また__測量設計事務所の__さんとともに確認してまいりました。現地は__さんの父 __さんが、隣接している__氏、__氏の新築工事の時に工事用の進入路として昭和61年頃から貸していた畑になります。平成10年の航空写真を見ましても道路として隣地の方が使用していたことを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの5項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第5項を終わります。

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の14ページに1件がございました。

内容については、記載されているとおり、遺贈による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

2項の道路敷地というのはどういう道路ですか。私道ですか。

●2番 大橋 好一 委員

この後の報告第4号のものとの関係があるのではないですか。最後の5項案件のものとの関係しているんじゃないの。

●事務局 宇賀神農地調整係長

関係する事業です。もともと進入路として私道で使われていたが、地目は畑として残っていたので、それを変えるために今回申請したとのこと。

大橋委員が言われたように、5条の第5項案件と関連しておりまして、この道路敷地は所有権移転せずに住宅敷地の部分だけは、_____という会社が取得するということになっています。

●1番 刀川 正己 委員

こういうところで事故を起こすとどうなりますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

よくある公衆用道路ということで税金面では非課税になっている土地もありますが、道路としての取り扱いは、申し訳ありませんが把握しておりません。

○議長 よろしいですか。それでは以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第9 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページの5件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、日程第10 報告第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の18ページに1件がございました。

内容については、記載のとおりで、令和4年9月5日付で、 氏と有限会社 より農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第5号をおわります。

○議長 次に「その他」についてです。

事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 松本主事

まずその他の件ですが、先月「農地利用の最適化推進に関する意見及び令和5年度農業施策並びに予算に関する要望書」についての意見をまとめ、これをもとに要望書（案）を作成しました。添付されている資料をご確認いただいて、この要望でよろしいか、お伺いしたいと思います。

○議長 これは中身に目を通していただいて、何かあれば事務局の方に連絡ということでもよろしいですか。

●事務局 松本主事

前年とあまり変わらないですが、何かありましたら連絡願います。

続きまして事務連絡です。

1、 令和4年度第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について

8月18日の研修会が中止となったため、改めて開催予定

*予定 令和4年12月12日（月）10:00～12:00

宇都宮市文化会館 大ホール

壬生町役場 駐車場西側 8:30 集合出発

出欠確認は後日通知する。

2、 全国農業新聞申し込みについて

申込期限 11月15日（火）まで

3、 のうねん9月号の配布

●局長 4、 新型コロナウイルス感染症について

「新型コロナウイルス感染症に対する壬生町農業委員会のあり方について」

統一したものを作成した。当面の間このような形で執り行う （承認）

●事務局 宇賀神農地調整係長

5、 農業委員会と地元農業者の意見交換会の開催について

平成30年度以降開催されていない。

国に対して全国農業会議所が要望・政策提言の際に農業者の意見を基に政策提言を行いたい意向

本年度は開催するよう栃木県農業会議より依頼があった。

開催日：11月18日（金） 17:00～

議 題：事務局で協議中

対 象：農業委員・推進委員・認定農業者の役員

- 5番 篠原 正明 委員
認定農業者は農業委員・推進委員かぶっていて、農業委員ばかりが多くなっても困る。

- 8番 清水 利通 委員
昔は農事部長もやったようだが。

- 2番 大橋 好一 委員
農事部長は順番で回っていて、農業者ではない人もいる。

- 議長 あとは、イチゴ、トマト、ニラなどの部会の方。そういう方は力が入っている。いろいろな意見が出るのではないか。

- 2番 大橋 好一 委員
テーマはどのようなことにするのか。

- 事務局 宇賀神農地調整係長
テーマは、耕作放棄地よりは、集積・集約で。

- 議長 あとは、燃料高騰とか資材高騰とか、そのような話もいいのでは。

- 事務局 宇賀神農地調整係長
国に要望していく意味合いもあります。

- 議長 部会の人対象にした方がいい。認定農業者も含めて。

- 事務局 宇賀神農地調整係長
それでは、意見を基に、参加者の人選を検討していきます。

○議長 よろしいですか。以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。他に委員から何か発言はございますか。

(発言なし)

○議長 それでは、以上をもちまして、第27回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時18分閉会】

会長 梁島源智

4番 大関孝男

5番 篠原正明